

発行済み未使用手形・小切手の買戻しについて

株式会社七十七銀行（代表取締役頭取 小林 英文）は、政府・産業界・金融界が一丸となって取り組んでおります「手形・小切手の全面的な電子化」に伴い、2026年3月31日をもって手形・小切手の発行を終了いたしました。つきましては、発行済み未使用手形・小切手の買戻しを行うことといたしましたのでお知らせいたします。

全国銀行協会は「2026年度末までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」との最終目標を掲げており、当行でも手形・小切手の電子化が円滑に行われるようお客さまの電子化支援を継続して実施してまいります。

記

1. 実施内容

受付期間	2026年5月1日（金）～2026年9月30日（水） 注. 上記期間内に当行が受付したものに限り
買戻対象	2024年4月以降に当行が発行した未使用手形・小切手 注. 書き損じ等の手形・小切手は対象外です
買戻金額	1枚につき110円（税込） 注. 手形・小切手発行手数料と同額で買戻しします
申込方法	当行ホームページに掲載する「未使用手形・小切手用紙返却届出書」（以下「届出書」といいます。）および買戻しを希望する未使用手形・小切手をご郵送ください。 <届出書掲載のURL> https://www.77bank.co.jp/pdf/oshirase/260422_touza.pdf <届出書送付先> 〒980-0801 仙台市青葉区木町通二丁目1番12号 七十七銀行 事務センター内 事務サポート第三課 手形センター
入金方法	届出書到着日の翌月末までに指定口座へご入金します

2. お客さまの電子化支援

当行では手形・小切手の代替サービスをご用意のうえ、電子化への支援を行っておりますので詳しくはお取引の営業店へご相談ください。

<主な代替サービス>

- ✓ インターネットバンキングによるお振込み
- ✓ 電子記録債権（でんさい）の発生記録請求

以上

（関連するSDGs）



SDGs (Sustainable Development Goals)

2015年9月に、国連に加盟する全ての国が全会一致で採択した国際目標であり、17のゴールと、169のターゲットから構成されています。

七十七グループは2020年7月に「七十七グループのSDGs宣言 ～もっと、ずっと、地域と共に。～」を表明し、SDGsに対する取組みを更に強化するため、2021年10月より「SDGs実践計画」を策定しております。



もっと、ずっと、地域と共に。